

清掃作業等基準仕様書（長崎ターミナル）

この仕様書は、作業の大要を示すものであり、軽微な部分は本書に記載のない事であっても、現地状況に応じ、係員が美観又は建物管理上必要と認めた作業は契約金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは長崎県交通局長をいい、乙とは請負業者をいう。

1. 作業概要

(1) 日常清掃

指定された回数実施する作業及び必要に応じ適宜行う作業をいう。

(2) 特別清掃

半年毎に1回または、3ヶ月毎に行う作業をいう。

2. 使用材料等

(1) 本作業に使用する材料は、総て品質良好の物を使用しなければならない。

(2) 本清掃に使用する材料・機械器具等一切は乙の負担とし、電力、水道、ガス及びトイレトペーパーは甲の負担とする。

3. 作業日及び作業時間

(1) 作業日

毎日（年中無休）とする。

(2) 作業時間

7：30から16：30までの間とする。休憩時間は1時間とする。

4. 作業工程

(1) 清掃その他の作業工程は、「7. 日常清掃及び定期清掃の内容」及び「8. 特別清掃の内容」に基づき、係員の指示を受けること。

(2) 不明な点は、係員に確認のうえ係員の指示に従って清掃作業等を行うこと。

5. 損害その他

(1) 作業実施に当たり構内の建物、工作物、その他に対して損害を与えたときは、その都度直ちに補修をし、その経費は乙の負担とする。

(2) 作業実施中に破損箇所を発見した場合は、直ちに甲に報告すること。

(3) 作業員は身分を明らかにするため、一定の作業服を着用し会社名を記入した記章を附すること。

(4) 台風、積雪などの悪天候その他やむを得ない事情により業務の実施が困難な場合は、事前に甲の承認を得ること。

6. 作業上の留意事項

この作業の対象範囲は「7. 日常清掃及び定期清掃の内容」及び「8. 特別清掃の内

容」のとおりであるが、実施に当たっては、ターミナル利用者、及び甲の業務に支障のないよう十分注意すること

特に衛生、火気の取締りを厳重に行うこと。作業にあたっては、次の項目を充分注意して実施すること。

- (1) ターミナル利用者に、常に気持ちよく使用していただけるよう心掛け作業を行うこと。
- (2) じんあいを発散させないこと。
- (3) 備品等を損傷させないように、清掃器具類の取り扱いに十分注意すること。
- (4) ガソリン、ベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (5) 水の使用にあたっては充分注意し、機械その他の器具類に飛沫させないこと。

7. 日常清掃の内容

(1) 便所

便器及び手洗い台の水洗い、床、壁、扉等のモップ又は雑巾による拭き上げのほか、便器については適宜薬品等を用いて清掃すること。

汚物は容器より取り出し所定の場所に捨て、容器内部を水洗いすること。

衛生消耗品は適宜補充すること。

(2) ごみ

指定区分ごとに仕分けし、所定の場所へ捨てること。

吸殻は毎日所定の場所に捨て、容器については洗浄すること。

(3) 玄関出入口

常に清潔な状態を保つよう心がけ、適宜、モップ等で拭き上げること。

(4) 床、壁

ほこりを払い、モップまたは雑巾をもって十分に水拭きすること。

窓枠、手摺についても同様に水拭きすること。

(5) その他

別紙「作業実施計画表」のとおり清掃作業等を実施すること。

8. 特別清掃の内容

(1) 床

器材を用い水洗いとする。(2回/年)

(2) 窓

内外水洗いのうえ、拭き上げ(水切りワイパー使用)をすること。(1回/3ヶ月)

(3) トイレ

トイレ洗管は薬剤を用いた高圧洗浄とする。

(4) 換気扇及び通気口(トイレ)

ほこりを払い水拭きとする。(年1回)

9. 作業報告書の提出

乙は、日常清掃、定期清掃が終了したときは作業報告書を提出し、甲(係員)の確認を受けること。

作業実施計画表（長崎ターミナル）

作業箇所	作業内容	玄関 出入口	（待 1・2 番合 ホーム ）所	通身 路障 ・手 すり用	喫 煙 所	地 下 通 路	ト 1・2 番イ ホーム ）レ	ト イレ （地 下）	（階 1・2 番ホ ーム ）段	（車 1・2 番ホ ーム ）路
硬質床・弾性床	除塵	3回/日	2回/日	3回/日		2回/日			2回/日	1回/日
	水拭き	3回/日	2回/日	3回/日		2回/日			2回/日	
扉・ガラス	水拭き	3回/日	2回/日							
灰皿	吸殻収集				3回/日					
ゴミ箱	ゴミ回収等		3回/日							
金属部分	除塵、拭き上げ	3回/日		3回/日						
扉・便所へだて	水拭き									
洗面台	水拭き						8回/日	5回/日		
鏡	水拭き						8回/日	5回/日		
衛生陶器	洗浄、拭き上げ						8回/日	5回/日		
衛生消耗品	補充						適宜	適宜		
汚物容器	汚物処理						8回/日	5回/日		
扉溝	除塵	3回/日								
手すり	水拭き			3回/日		2回/日	2回/日		2回/日	

※ 日常清掃は毎日（年中無休）行う

※ 日常清掃・特別清掃終了後は必ず、報告書を提出すること

※ トイレ清掃は回数に限らず汚れていたら随時、清掃すること

※ ごみ箱・喫煙所における灰皿は1日の清掃終了前、必ず確認しゴミ、吸殻があれば処分すること

特別清掃実施計画表（長崎ターミナル）

作業箇所	作業内容	玄関 出入口	待 合 所	窓 ガ ラ ス 清 掃	ト イ レ （ 地 下 ）	ト イ ホ ー ム レ （ 1 ・ 2 番 ）
硬 質 床	除塵（真空掃除機） 全面水拭き	年2回	年2回			
扉・ガラス エントランスホール	両面水拭き	年4回		年4回		
洗 管	高圧洗浄				年2回	年2回
換気扇・通気口	除塵・水拭き				年1回	年1回

※ 清掃に用いる機械・器材は全て品質良好な物を使用すること

※ 特別清掃の時期は係員と相談すること

清掃面積（長崎ターミナル）

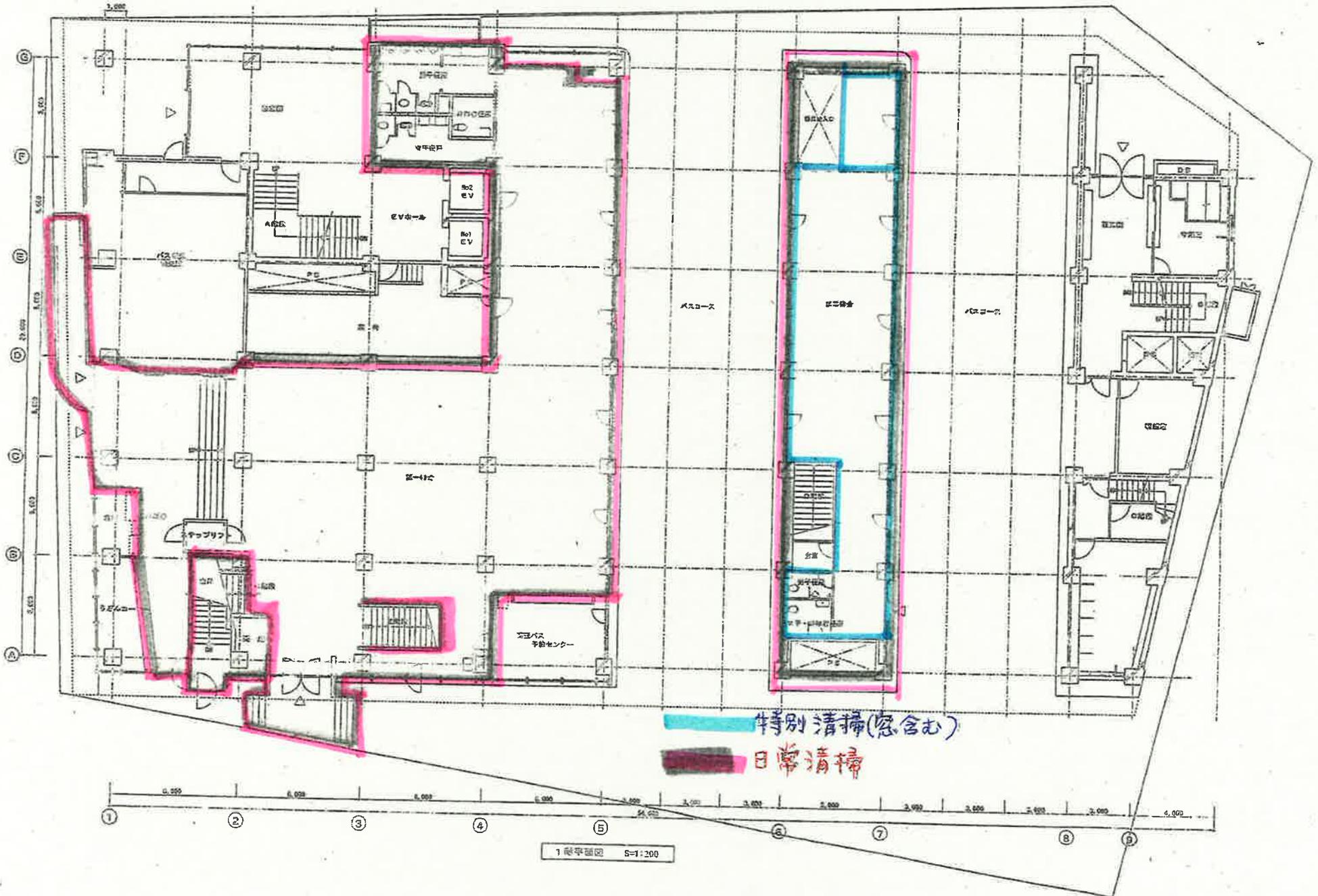
日常清掃

(単位：㎡)

場所	清掃箇所	ホール等	廊下等	トイレ	玄関出入口等	階段等
第1・第2 ホーム	待合室	427.0				21.0
	トイレ			44.7		
	玄関出入口				20.0	
	車路	496.0				
	身障者用通路				13.4	
地下	通路		236.5			25.0
	トイレ			28.0		
合 計		923.0	236.5	72.7	33.4	46.0

特別清掃

清掃箇所	方法	待合室等	車路等	玄関入口等	トイレ
窓ガラス	水拭き	48枚	80枚	15枚	
床	除塵・水拭き	460.4		33.4	
トイレ	高圧洗浄 除塵・水拭き				72.7



G
F
E
D
C
B
A

0.000 0.500 1.000 1.500 2.000 2.500 3.000 3.500 4.000

1 2 3 4 5 6 7 8 9

1階平面図 S=1:200

ターミナル第1ホーム トイレ清掃表				
	トイレ清掃 施行時間	洗面台清掃 施行時間	消耗品補給 施行時間	施行者 ⑤
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

確認者印

ターミナル地階 トイレ清掃表				
	トイレ清掃 施行時間	洗面台清掃 施行時間	消耗品補給 施行時間	施行者 ⑤
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

確認者印

ターミナル第2ホーム トイレ清掃表				
	トイレ清掃 施行時間	洗面台清掃 施行時間	消耗品補給 施行時間	施行者 ⑤
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

確認者印
